

「小樽市鳥獣被害防止計画 改訂版(素案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 意見等の提出者数 | 1人 |
| 2 意見等の件数 | 10件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 1件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域について 対象鳥獣の種類について、注意書きの中でカラスの種類を「ハシブトガラス及びハシボソガラスの2種類とする」と限定しているにも関わらず、わざわざカラス類と標記する理由は。	本計画における対象鳥獣のうち、カラスについては、御指摘のとおり限定されているところから、計画内での表記については「カラス類」の「類」を削除し、「カラス」に変更をいたしました。
2	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針について(1) 被害の状況について、被害額は記載されているが、品目毎の被害面積については、記載されていない。被害面積の把握なくして被害数値の算出は困難と推測され、国の指針においては、地域内の被害を把握するのは市の役割であると示されており、他の自治体の計画においては面積や地区の多少の変動や誤差があると認識した上で数値を掲載しているものが多いので、小樽市においても記載すべきでは。	御指摘の点について、本市においては、被害面積の把握に至っていなかったものであることから、素案のとおりといたしますが、今後、被害状況把握の際に、被害額の把握だけでなく、被害品目毎の被害面積の把握にも努め、今後の計画への掲載について検討いたします。
3	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針について(2) 被害の傾向について、抽象的な表現に終始しており、過去の計画の被害額に比べて、変わっているにもかかわらず、傾向について変わらない内容では、被害を軽減するための効率的な取組とは程遠いのではないかと。鳥獣の生息数について、道や近隣町村と協力し、深く掘り下げた傾向を作成する必要があるのではないかと。	御指摘の点について、国の指針では鳥獣の生息数について「的確に把握することが重要である」と示されておりますが、生息数の把握は、出没状況から推測されるものであり、被害額については変動しているものの、鳥獣の出没傾向については大きく変わるものではなかったことから、素案のとおりといたしますが、道や近隣町村との協力による広域的な傾向の作成については、貴重な御意見として参考にさせていただきたいと考えております。
4	カラス類について 平成26年作成時の計画案から被害額がないにもかかわらず、なぜ猟銃による駆除及びパトロールを行うのか？ また、猟銃による駆除は実際、どのあたりで行っているのか地図等で示した方が良いのではないかと。	猟銃による駆除及びパトロールの適正な実施により被害の届出がないものと考えており、素案のとおりといたします。 また、駆除の場所について、事前に決まっているものではないため、地図等でお示しすることはできませんが、駆除実施の際に周知が必要な場合は、適宜実施しております。
5	タヌキについて 被害額がなく、従来講じてきた被害防止対策では十分な捕獲が難しいとしているタヌキについて、税金を投入して駆除する意図がわからない。また、計画案から被害が生じていないタヌキやカラスについて早急に駆除しなければならない鳥獣とする理由が読み取れず、被害の増加が見込まれるとした目標設定の意図が不明なので、もう少し掘り下げた調査をし、内容の補足をした方が良いのではないかと。	御指摘の点について、現状値を掲載した平成28年度においては農作物等への被害の届出がなかったところですが、過去の被害状況及び捕獲数が年々増加傾向にあり、今後農業被害が発生する恐れがあると判断されることから、引き続き駆除対象としたものであり、素案のとおりといたします。

No.	意見等の概要	市の考え方等
6	<p>今後の取組み方針について</p> <p>前回計画時と文言が同じであるが、この間、どのように対策を模索したのか、その結果を示して欲しい。</p> <p>また、被害がない鳥獣については、駆除一辺倒の対策を見直し、追い払いや防護策などに向けてシフトしていくことを検討してみても良いのではないのか。</p>	<p>御指摘の点について、この間、駆除の用具や方法について北海道や猟友会との情報交換等を行い、効率的かつ効果的な駆除に努めてきたところでありますが、限られた書面の中では表記することが難しいことから、素案のとおりといたします。また、駆除以外の方法の模索については、本計画が農林水産業被害の軽減が第一の目的であることを踏まえ、対策を検討していく必要があるものと考えておりますが、貴重な御意見として今後の計画策定の際の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
7	<p>対象鳥獣の捕獲に関する事項について</p> <p>ライフル銃使用の明記がないが、猟銃とはライフル銃のことと解釈して良いのか。</p>	<p>御指摘の点について、「猟銃」とは、「ライフル銃」及び「散弾銃」のことであり、これらの銃器による捕獲を実施しております。</p>
8	<p>トドについて</p> <p>漁業被害が深刻化している状況下で、正確な個体数把握が困難であると考え、被害防止のためには生態調査が基本であると考え、石狩市などとも協力して調査を実施してほしい。また、小樽市は野生のトドが陸地から見られる数少ない観光地であるので、観光資源として捉え、共存の道を探って欲しい。</p>	<p>御指摘の点については、貴重な御意見として、今後の計画策定の際の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
9	<p>ライフル銃による捕獲について</p> <p>民地での誤射対策はどうなっているのか？また、どのような場所で駆除が行われているのか、広く周知した方が良いのではないのか。</p>	<p>銃器による捕獲については、現地での綿密な下見などを行うとともに、必要に応じて地域への周知を行っており、駆除する周辺地域における安全に充分配慮して行っております。</p>
10	<p>その他</p> <p>全体的に調査の掘り下げが浅く、前回計画策定時からの3年間の実績や担当者の苦労、努力が感じ取れない。小樽市の鳥獣被害対策は閑却状態とも受け取れる計画案である。他の自治体の計画を参考に、もう一度がんばって作成して欲しい。</p>	<p>本計画策定においては、関係官庁からの指導や、関係機関との協議に基づき、現状に即した被害軽減のための対策を検討した結果に基づく計画であることから、素案のとおりといたしますが、御指摘の点については、引き続き市役所他部局や関係機関と協議しながら、今後の計画策定時に内容の充実を図ってまいります。</p>
11		
12		
13		
14		
15		